

京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

## 京都市上下水道局管理規程第12号

京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を改正する規程

第1条 京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「給与月額」を「給料月額」に、「105号給」を「117号給」に、「5級」を「4級」に改め、同条第3項中「管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第6項中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員」に改める。

第2条 京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「97号給」を「93号給」に、「137号給」を「149号給」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(第1条の改正に係る特定の号給の切替え)

2 令和5年4月1日（以下「令和5年切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程第3条第1項の表の適用を受けていた会計年度任用職員のうち、同日において当該会計年度任用職員が属していた職務の級が3級であったものの令和5年切替日における号給は、令和5年切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下この項において「令和5年旧号給」という。）の給料月額（1号職員にあっては、これに相当する報酬月額

をいう。以下同じ。)と同額となる号給とする。ただし、令和5年旧号給の給料月額と同額となる号給がない場合は、令和5年旧号給の給料月額に直近の額となる号給とする。  
(第1条の改正に係る給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 前項の規定により号給を切り替えられた会計年度任用職員(第1条の規定による改正後の京都市上下水道局会計年度任用職員の給与その他の給付に関する規程(以下「改正後の規程」という。)附則第2項の規定の適用を受ける者を除く。)で、令和5年切替日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事するもののうち、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を給料(1号職員にあつては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。)として支給する。
- 4 前項の規定による給料の支給を受ける会計年度任用職員について、改正後の規程の規定により給与の減額並びに地域手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当(1号職員にあつては、これらに相当する報酬をいう。)及び期末手当の支給額を計算する場合における給料月額は、当該給料月額に前項の規定による給料の額を加えた額とする。

(上下水道局総務部職員課)